

令和4年 天草市農業委員会第10回総会議事録

令和4年9月27日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和 弘 君
3番	金 棒 康 二 君	4番	淀 川 洋 一 君
5番	猪 原 真 滋 君	6番	中 村 三 千 人 君
7番	野 中 幸 廣 君	8番	平 岡 敬 則 君
9番	川 口 明 君	10番	富 崎 ます み 君
11番	黒 川 紀 世 子 君	12番	端 田 睦 子 君
13番	山 並 彰 一 郎 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

な し

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上 原 和 之	係 長	松 本 馨
書 記	井 上 拓 海	書 記	浦 川 優 也
書 記	濱 朋 也		

4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第90号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第91号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第92号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第93号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第6	議第94号	非農地証明書交付申請について
日程第7	議第95号	空き家に付属した農地の指定について
日程第8		報告事項について

閉会

開 議 14 時 00 分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和 4 年天草市農業委員会第 10 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） みなさんこんにちは。大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、件数が多くありますので、あいさつは短めにさせていただきますと思います。先月 31 日の農地利用最適化推進大会に参加し、研修をしていただきまして、本当にありがとうございました。身のある研修ができたと思いますので、これらも活用していきながらそれぞれの地区で、指導をしていただければと考えております。そしてもう一点は、最適化推進委員の利用状況調査が、昨日の時点ですべて終了となったそうでございます。農業委員の皆さんのご指導に対しまして心からお礼を申し上げます。本日は 3 条が 8 件、4 条が 3 件、5 条が 11 件、利用権設定が 14 件、非農地が 5 件、空き家に付属した農地が 1 件、合計 42 件の議案が提案されています。丁寧なるご審議をしていただきながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局（上原和之君） 本日は、すべての委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、3 番金棒委員、4 番淀川委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 90 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。楠浦町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、楠浦町の田 1,785 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した [] から [] へ約 [] km、青色で着色した県道本渡宮地岳線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、水稻とトマトを栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10 番（富崎ますみ君） 10 番富崎です。昨日、浦上委員と現地の確認をしました。譲受人は写真のとおりしっかりとトマトを作られています。田んぼは久々の台風で、倒れていました。これから大変とは思いますが、許可には何も問題はないと思います。よろしくお願

いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。本町の譲受人は、本町の譲渡人より、本町の田1,684㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはナスとオクラを栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（端田睦子君） 12番端田です。9月21日の午後に松下推進委員さんと現地を確認に行っていました。畑には作物が植え付けられて、田んぼにも作付けがされていました。問題ないかと思しますので、ご審議をお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 3番について説明します。有明町の譲受人は、兵庫県の譲渡人より、有明町の田1,183㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■と■■■■へ約■■■■kmと約■■■■km、青色で着色した国道324号線の北側と南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。全部で2枚あります。2枚目です。次が現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。先日、現地を確認しました。譲渡人は、天草市内出身ですが、現在は県外に住んでおられます。譲受人は建設業も営んでおられますが、刈り取りや田植えなどほとんどの作業を兼業でされています。作付けもなされており、対象農地の近くに住んでおられますので、何ら問題ないと思いますが、ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 4番について説明します。この農地は、令和4年8月総会で空き家に付属した農地に指定されたものです。譲受人は空き家等情報バンク制度の利用登録者で、空き家に移住することを確認しています。菊池市の譲受人は、大阪府の譲渡人より、倉岳町の畑602㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。空き家を黄色、申請農地を赤色で着色しています。次が現地の農地の写真になります。次が空き家の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13番（山並彰一郎君） 13番山並です。先日現地確認をしてきました。写真をみていただければ分かりますように、もともとは草が生えていたんですけども、きれいに草が刈ってあり、今から野菜を作られるというのが見に行ってもわかりました。何ら問題はないかと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 7番について説明します。五和町の譲受人は、さいたま市の譲渡人より、五和町の畑1,501㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■■km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。こちらも9月24日に原田推進委員と現地確認をして参りました。譲受人は、40代で果樹を栽培されており、若手の後継者として、頑張っていると思います。今回は隣接した農地を譲り受けられるということで、何ら問題はないと思います。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 8番について説明します。河浦町の譲受人は、神戸市の譲渡人より、河浦町の田2,414㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■■km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。9月21日に小林最適化推進委員と現地の確認を致しました。譲受人は1町近くの田んぼを持っておられます。何ら問題はないものと思われれます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第91号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は本渡町の個人で、下浦町の畑163㎡を墓地及び植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■へ約■■km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、先祖供養するために必要であり、また、農地として管理することが難しいため、墓地1基、クロキの苗木4本植林する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に墓地が転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。昨日現地確認に行きまして参りました。提出された始末書を見ますと、申請者の母にあたる方が、20年ほど前に、お墓を建てたそうです。現地確認をしたところ、お墓の周りは、農地のような状態になく、農地だと分からなくても仕方がなかったのではないかと見てきました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。転用者は天草町の個人で、天草町の畑427

m²に植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■■km、青色で着色した国道 389 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが難しいため、ヒノキ 35 本を植林する計画です。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（川口明君） 9 番川口です。9 月 22 日に申請をされた本人さんに場所の確認を致しまして、9 月 23 日に松本推進委員さんと一緒に現地の確認を致しました。既に植林がされているので始末書が添付されています。また、周りも全てが植林をされておりましたので、ここが山林となっても何ら問題ないと思って見てきました。よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 3 番について説明します。転用者は天草町の個人で、天草町の田 636 m²に植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■■km、青色で着色した国道 389 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが難しいため、スギ 50 本を植林する計画です。資料③の 5 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（川口明君） 9 番川口です。こちらも 9 月 22 日に申請をされた本人さんに場所の確認を致しまして、9 月 23 日に松本推進委員さんと一緒に農地の確認を行いました。すでに植林がなされているので、始末書が提出されています。また周辺につきましても、植林をされている状態にありますので、特段問題ないかなと思っています。よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

○6番（中村三千人君） 6番中村です。4条の2番と3番の案件は同じ方ですね。この場合は、分けて申請をしなくてはならないのでしょうか。

○事務局（浦川優也君） 申請者からまとめて申請があれば1つの案件として受付をします。今回は、申請書が2つ提出されていまして、それぞれ分けて説明を致しました。

○6番（中村三千人君） 一緒に申請をしても問題はないのですね。わかりました。

○議長（本田実君） 他にありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第92号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の畑186㎡を売買により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■へ約■■km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、■■■■を営んでおり、駐車スペース・資材置場が不足しているため、住宅1棟、店舗1棟、倉庫1棟、駐車場5台、資材置場、通路として利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。こちら昨日現地確認に行きまして。こちらは事務局から説明がありましたように、■■■■の販売店で、お店ができた時から駐車場等として使われていたもので、不思議に思わなかったのですが、今回農地だったというのが分かり申請をされたそうです。農地として使おうとしても、道路よりも高く、坂のようになっており、耕作が難しい場所です。駐車場や資材置場として使うのは、お店としても必要な事ですし、仕方がないのかなと思って見てきました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の田21㎡を売買により取得し、公衆用道路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自宅への道路として利用したいため、公衆用道路として利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。写真の赤色の部分が、申請地です。申請者はこの左側の家の住人ではなく、もう少し奥の方の人です。現地確認をこの地域の区長さんでもある井上推進委員さんと見に行きました。井上さんも「奥の家の方の申請ということは私道になるのかな」と不思議に思っておられました。この場所は塀の内側なので、道として利用することに問題はないと思いますが、花壇の様な使い方がされていたので、道路として使うには工事が必要となるのかなと思って見てきました。公衆用道路として申請が挙げられているので問題ないと思います。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。公衆用道路として使うというようなことが説明ありましたが、皆さんが使われる公衆用道路は必要度が高いと思いますが、その場合でも転用をしたという事で始末書が必要なのでしょうか。

○事務局（浦川優也君） そうですね。どのような理由であれ、許可を取っていない状態で道路にしているわけですので、始末書が必要となります。

○7番（野中幸廣君） わかりました。

- 議長(本田実君) このような案件は難しいところですが、担当されている地域で出てくるかもしれませんので、農業委員さんも頭の片隅に入れていただいて、この先聞かれたときには事務局が言ったように説明していただければなと思います。
- 議長(本田実君) 他にありませんか。
- 4番(淀川洋一君) 4番淀川です。航空写真をみせていただいてよろしいですか。譲受人のご自宅が申請地よりも少し先のところにありますが、この方が所有者ではないのですか。
- 事務局(井上拓海君) そうですね。あくまでも今の所有者は県外の方で、少し先に住まわられている方に今回名義変更をするという形になっております。
- 議長(本田実君) すみませんもう少し詳細に説明してもらっていいですか。
- 事務局(浦川優也君) 補足をいたしますと、譲渡人は、県外にお住まいの方で、最近になって相続をされました。相続をされる前はこちらにお住まいの方が所有者だったそうですが、相続で県外の方が所有者となりました。そしてここからは推測になりますが、今道路として使われている方が、口約束でもらったか、もらっていないかは分かりませんが、そこで造成をしたという話を耳にしました。昭和45年ごろに前の所有者の方が様々な話をして現在のような複雑な状態となっております。
- 3番(金棒康二君) 3番金棒です。確認ですが、不許可要件には該当していませんよね。
- 事務局(浦川優也君) はい。不許可要件には該当しておりません。始末書についてもなければ不許可要件に該当するわけではありませんが、きちんと転用をする前に申請をしていただいた方と区別するために出してもらっています。
- 4番(淀川洋一君) 始末書は必ずしも必要ないということですか。今回の始末書の内容を見ても、公衆用道路に無断転用をしてしまいましたと書いてありますよね。これは、始末書を書いた人が無断転用している訳ではないですもんね。
- 議長(本田実君) ただ現状が既に道路になっているので、事務局としては始末書を書いてもらったという事ですかね。
- 4番(淀川洋一君) そのため、譲受人に書いてもらったという形ですかね。
- 事務局(浦川優也君) そうですね。
- 10番(富崎ますみ君) 亀場町は境界線が複雑な所が多いそうですね。私たちも見ていてそう感じました。
- 議長(本田実君) 現在の考え方とその当時の考え方とでは違いがあって、おそらく近所でいろいろあって揉めていて、それが今になって出てきたのではないかと思います。あくまで推測となりますが。
- 事務局(浦川優也君) そうですね。譲受人が昭和45年に口約束でもらって、ここを道路に

してもいいよということで、道路になっているという状態なので、譲受人から始末書が出ているということです。

○4番(淀川洋一君) わかりました。

○7番(野中幸廣君) 7番野中です。ちなみに申請地の先の方はどのような感じになっているのでしょうか。

○事務局(浦川優也君) この先は、農地になっています。

○7番(野中幸廣君) わかりました。そこは大丈夫ですか。

○議長(本田実君) 申請地の先の土地は第三者の農地で、申請された方の農地ではないですね。ちなみにここは軽自動車程度ならば通りますかね。

○事務局(浦川優也君) この先の農地は、申請された方の農地ではありません。農地の所有者は、調べてみないと分からないですね。

○議長(本田実君) 申請地は道路になっているのに、なぜ農地として残っているのでしょうか。面積も21㎡小さくはありますが。

○事務局(浦川優也君) なぜここだけが残されているのかは事務局としても不思議に思います。

○10番(富崎ますみ君) 農地だったから花が植えてあったのでしょうかね。所有者の方がすぐ近くの家の方ではないので、申請された方がされたのだろうと話しながらかみましました。

○議長(本田実君) また、この案件は有償とのことですから、後ほど金銭は払われるとは思いますが。始末書の必要性については、事務局として先ほど説明されたとおりに思います。そして面積も小さいですので、このことで他に何かご異議がなければ、許可を認めるような形と思っています。農地として残っているものですから、道路にされないところだけ植えてあるのではないかと思います。

○議長(本田実君) いかがでしょうか。様々な質疑がありましたけども、他に何かありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番から5番について事務局よりまとめて説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 3番・4番・5番についてまとめて説明します。資料②の4ページ・5ページをご覧ください。転用者は五和町の法人で、亀場町の田2304.33㎡を売買及び交換に

より取得し、宅地分譲する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■■km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、住宅用地として需要が見込まれるため、宅地 8 区画、駐車場 1 台、通路として整備し利用する計画です。資料③の 8 ページから 10 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10 番（富崎ますみ君） 10 番富崎です。こちら井上推進委員さんと現地確認に行きました。8 月に譲り受けをされる予定の業者さんと行政書士さんが井上推進委員さんと私のところへ挨拶に来られました。その際に、きちんと申請をしてから工事をしてくださいとお伝えしましたところ、きちんと 9 月に申請をしていただきました。譲受人になれる業者の方は変更となっておりますが問題はないと思います。この辺りの地域は、私が亀場に住み始めてからだんだんと宅地になってきています。この申請地も所有者の関係でいびつな形となっておりますが、隣接農地の同意書や理由書がきちんと添付されていますので、問題はないと思います。よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 6 番について説明します。転用者は■■■■の法人で、亀場町の田と畑 2,655 m²を売買により取得し、建売住宅及び資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■■km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、建売住宅として需要が見込まれ、また、資材置場が不足しているため、建売住宅 2 棟、駐車場 14 台、資材置場、道路、転回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の 11 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以

上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。航空写真を見せていただけますか。白い建物が、
[REDACTED]です。その裏側に昔は、農地がいっぱいあったのですが、現在は上の川沿いの農地も含めて、そのほとんどに住宅が建っています。その続きにある[REDACTED]の後ろの方に今回の申請が挙がってきています。現在、何も耕作されていないので、需要があるのであれば仕方がないのかなと思いました。私たちの地域ではありませんが、川沿いがこの前の大雨で被害を受けたところもありましたので、きちんと対策を取っていただければなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 7番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の田288㎡を売買により取得し、資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した[REDACTED]から[REDACTED]へ約[REDACTED]km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、建設業を営んでおり、資材置場が必要なため、資材置場として整備し、利用する計画です。資料③の12ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、浦上推進委員さんと現地確認に行きました。動画で撮影された時に比べて草が刈り取られていて、不法投棄がされてある場所でした。デコボコな場所でしたので、資材置場として使用するためには、埋め上げが必要になってくると思います。浦上さんの話によると、昔は田んぼだったそうですが、湿地で、使い勝手が悪い農地だったそうです。他の地目で利用できる手段があれば、使っても構わないのではないかと思います。よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 資料②の6ページをご覧ください。8番について説明します。転用者は東浜町の法人で、本渡町の田2,568㎡を売買により取得し、宅地分譲する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、住宅用地として需要が見込まれるため、宅地11区画、道路として整備し利用する計画です。資料③の13ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番(淀川洋一君) 4番淀川です。昨日の午前中に本渡北の山下推進委員さんと一緒に現地の確認を致しました。写真のとおり、かなりの範囲で、耕作放棄されているような場所です。さらに排水も悪く、所有されている方も高齢なので、ここを住宅地として利用されるのは、いいのかなと思って見てきました。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

○7番(野中幸廣君) 7番野中です。確認をさせてください。確認調書の中でチェックをしております、隣接農地からは十分な距離を隔てて造成をすると書いてありますが、ここでいう距離というのはだいたいどれくらいという基準はあるのでしょうか。

○事務局(浦川優也君) 基準などは特にありません。ただ、隣接農地の所有者などには、同意書は取っておりますので、事務局としては問題がないという判断をしております。

○7番(野中幸廣君) 距離の規定はないということですね。わかりました。

○議長(本田実君) ただ、場所によっては日差しなどが造成によって遮られるケースが発生することもあると思いますので、念のため距離の基準はないかを次回までに調べてきていただけますか。

○事務局(浦川優也君) わかりました。

○議長(本田実君) 他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 9番について説明します。転用者は亀場町の個人で、北原町の畑550㎡に使用貸借権を設定し、共同住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■■km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、共同住宅として需要が見込まれるため、共同住宅1棟、駐車場9台、通路、転回スペース、庭として整備し利用する計画です。資料③の14ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番(淀川洋一君) 4番淀川です。こちらも昨日の午前中に現地確認を致しました。所有者は高齢で農業をされていない方でしたので、共同住宅として利用されることは、所有者さんにとって、いいことなのかなと思っております。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 資料②の7ページをご覧ください。10番について説明します。転用者は上天草市の個人で、倉岳町の田5.9㎡を売買により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■■km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、既存施設の拡張のため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の

航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、敷地の一部がはみ出していたため、住宅1棟、庭として整備し利用する計画です。資料③の15ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成済みのため、譲渡人より始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13番（山並彰一郎君） 13番山並です。稲田推進委員と現地確認に行ってきました。始末書にあるように昭和48年に埋め立ててあります。下の田んぼに家を建てられる方が、買われたときに発覚したそうです。面積も狭く、農地が宅地に引っかかっていたという状態です。ここはさすがにどうしようもないのではないかと思って見てきました。以上です。よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、11番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 11番について説明します。転用者は倉岳町の法人で、倉岳町の畑168㎡を売買により取得し、通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、太陽光発電設備の整備に通路が必要なため、通路として整備し利用する計画です。資料③の16ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲受人より始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13番（山並彰一郎君） 13番山並です。こちらも先日、現地確認に行ってきました。確認をしましたところ、地図の形と実際の土地の形が全然違って、ほとんどが法面でした。おそらく区画整備がされた時に、そのまま残った土地ではないかと思われる状態でした。その後平成31年にソーラーパネルの土地と今回の申請地と一緒に買い取って、施設用地として併

用したような形でした。現状どうしようもなく、何か作ろうと思っても、作れるような場所ではないので、通路として整備するほかないかなと思って見てきました。よろしく願います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第93号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 資料②の8ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が4件、再設定が10件、合計14件で、筆数33筆、総面積が97,344㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の17ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第6、議第94号、非農地証明書交付申請書についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が1件、有明地域が1件、御所浦地域が1件、新和地域が1件、河浦地域が1件の計5件です。筆数は全体30筆、面積は16,047㎡となっております。資料③の18ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の16ページ・17ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番から10番の地図です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■kmと約■■■km、約■■■km

ところで農地は空き家の裏側にあります。きれいにしてあり、面積もある程度あるので、空き家の農地として利用されるには十分だと思いますので何ら問題ないというのを確認してきました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は空き家に付属した農地に指定することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の19ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は5件。すべて田を畑として利用したいというものでした。第4条の許可不要届は2件。農業用倉庫として利用したいというものでした。第5条の許可不要転用届は5件、全て携帯電話の鉄塔を建設したいというものでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和4年天草市農業委員会第10回総会を閉会致します。

閉 議 15時30分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本田 実

署名委員 金 樽 康二

署名委員 淀川 洋一